

## 2. 続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する人を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な人)

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実態と異なる人
- ・児童の戸籍や住民票がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者
- ・その他、市区町村から提出の案内があった人

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 3. 以下の1～7に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 市外に居住する配偶者、児童の住所・氏名が変わったとき
2. 離婚等で、一緒に児童を養育する配偶者がなくなったとき
3. 婚姻や子の実親との事実婚により、一緒に児童を養育する配偶者ができたとき
4. 受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の児童がいるときのみ）
5. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
6. 受給者や配偶者が公務員になったとき
7. 国内で児童を養育する者として、海外に住む父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

### 寄付について

児童手当の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

令和6年10月分(12月支給分)より児童手当の制度が変わりました

令和6年10月から児童手当の制度が一部改正されました。制度改正に伴う主な変更点は、次のとおりです。令和6年10月分(12月支給分)から新制度にもとづき支給します。

制度改正	【変更前】 令和6年9月分 (10月支給分)まで	【変更後】 令和6年10月分 (12月支給分)から															
支給対象児童の拡大	中学校修了まで (15歳年度末まで)	高校生年代まで (18歳年度末まで)															
所得制限の撤廃	所得制限あり																
	<table border="1"> <tr> <td>所得上限限度額以上</td> <td>支給なし</td> </tr> <tr> <td>所得制限限度額以上 所得上限限度額以内</td> <td>5,000円(一律)</td> </tr> </table>	所得上限限度額以上	支給なし	所得制限限度額以上 所得上限限度額以内	5,000円(一律)	所得制限なし											
所得上限限度額以上	支給なし																
所得制限限度額以上 所得上限限度額以内	5,000円(一律)																
多子加算の拡充(支給月額)	<table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生</td> <td>10,000円 (第3子以降15,000円)※1</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>高校生(18歳年度末)</td> <td>なし</td> </tr> </table>	3歳未満	15,000円	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降15,000円)※1	中学生	10,000円	高校生(18歳年度末)	なし	<table border="1"> <tr> <td>3歳未満</td> <td>15,000円 (第3子以降30,000円)※2</td> </tr> <tr> <td>3歳～小学生</td> <td rowspan="2">10,000円 (第3子以降30,000円)※2</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> </tr> <tr> <td>高校生(18歳年度末)</td> <td></td> </tr> </table>	3歳未満	15,000円 (第3子以降30,000円)※2	3歳～小学生	10,000円 (第3子以降30,000円)※2	中学生	高校生(18歳年度末)	
	3歳未満	15,000円															
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降15,000円)※1																
中学生	10,000円																
高校生(18歳年度末)	なし																
3歳未満	15,000円 (第3子以降30,000円)※2																
3歳～小学生	10,000円 (第3子以降30,000円)※2																
中学生																	
高校生(18歳年度末)																	
	※1 高校生年代(18歳年度末まで)を含む子ども的人数が3人以上の場合、第3子以降の支給額を加算します。	※2 大学生年代(22歳年度末まで)を含む子ども的人数が3人以上の場合、第3子以降の支給額を加算します。ただし、受給者の経済的負担がある場合を多子加算のカウント対象とするため、監護相当・生計維持の確認が必要です。															
定期支給月の増加	年3回 (2月・6月・10月) 支給月の前4か月分を振込	年6回 (2月・4月・6月・8月・10月・12月) 支給月の前2か月分を振込															

令和6年10月から制度が一部変わりました

# 児童手当制度のご案内

児童手当は  
住所地の市区町村に  
申請してね！！



### お問い合わせ先

唐津市役所  
こども家庭課 子育て給付係  
TEL 0955-72-9151  
または各市民センター総務・福祉課

## ～児童手当について～

### 1. 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

### 2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上 高校生年代 (18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※ 「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

### 3. 支給時期

原則として、年6回、偶数月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 4月の支給日には、2月、3月分の手当を支給します。

### 4. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当から徴収することが可能です。

※ 学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当制度では、  
以下のルールを適用します！

1. 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。



2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
5. 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。

手続の方法は…

### 1. はじめに行うこと

#### ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願ひします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

申請は、出生や転入から15日以内に！

### 15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、**原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください**。

### 1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、**現住所の市区町村に申請が必要です！**

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

### 2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ**申請が必要です！**

### 公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。